

令和 8 年度 一関市農業技術開発センター運営委員会

日時：令和 8 年 5 月 26 日（火）

午後 2 時～午後 3 時 30 分

場所：北部農業技術開発センター会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 センターの概要について

4 報告及び協議

(1) 令和 7 年度事業の報告について

(2) 令和 8 年度事業の計画について

5 そ の 他

農業技術の研究テーマ検討会の開催について

6 閉 会

一関市農業技術開発センター運営委員会 運営委員名簿

区分	団体名	職 名	氏 名	備 考
			三浦 賢一郎	委員長
			佐々木 真人	
			高橋 昭彦	(新)
			後藤 忠行	
			佐藤 寿樹	(新)
			藤野 秀一	
			佐藤 正弘	
			佐々木 修喜	
			千葉 文彦	
			千葉 健司	
			小島 幸喜	
			足利 智枝	
			千葉 昭弘	(新)
			葛西 信昭	

※ 任 期：2年

※ 委嘱期間：令和7年5月27日～令和9年5月26日

一関市農業技術開発センター担当職員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
農林部	部長	小野寺 啓	
農林部生産流通課	次長兼生産流通課長 (農業技術開発センター所長兼務)	千葉 清	
農林部生産流通課	畜産園芸係長	日下 昭二	
農林部生産流通課	主事 (農業技術開発センター主事兼務)	佐藤 裕	
南部農業技術開発センター	副所長兼農業技術員	千葉 広	
南部農業技術開発センター	農業技術員	米倉 清徳	
南部農業技術開発センター	事務	池田 沙矢香	
北部農業技術開発センター	副所長兼農業技術員	小崎 龍一	
北部農業技術開発センター	農業技術員	佐藤 克徳	
北部農業技術開発センター	事務	森 真希	
南部農業技術開発センター	主任主事 (北部農業技術開発センター兼務)	大和田 俊介	

一関市農業技術開発センターの概要について

1 一関市農業技術開発センター条例抜粋

第1条 農業技術の情報提供並びに研修及び研究を通じ、農業振興を図るため、その拠点施設として、農業技術開発センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 経 過

- ・市町村合併前の旧花泉町及び旧大東町において設置。
- ・平成元年度 花泉町農業開発センター(南部農業技術開発センター)
- ・平成5年度 大東町農業技術センター(北部農業技術開発センター)
- ・平成23年度 両センターを「一関市農業技術開発センター」として運営統合

施設名	南部農業技術開発センター	北部農業技術開発センター
設 置	平成元年4月1日(平成2年度から業務開始)	平成5年9月1日
所在地	一関市花泉町金沢字有壁沢19番地4	一関市大東町摺沢字菅生前61番地26
施設の概要	事業名：新農村地域農業構造改善事業 事業年度：昭和63年度～平成元年度 施設名称：農業技術拠点施設 事業費：201,166千円 事業量：本体1棟809.63㎡、作物栽培試験室307.87㎡、車庫1棟85.77㎡	事業名：農村地域農業構造改善事業 事業年度：平成4年度～平成5年度 施設名称：農業技術拠点施設 事業費：394,000千円 事業量：本体1棟1,012.5㎡ ガラス温室1棟70.8㎡
職員体制	所 長 : 1名(兼生産流通課長) 主 事 : 1名(兼生産流通課職員)	
	副所長兼農業技術員 : 1名 農業技術員 : 1名 主任主事 : 1名 事務 : 1名	副所長兼農業技術員 : 1名 農業技術員 : 1名 事務 : 1名

3 運営委員会について(一関市農業技術開発センター条例抜粋)

第3条 センターの運営に関する基本的な事項を協議するため、一関市農業技術開発センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業関係機関及び団体の職員
- (2) 農業生産及び生活研究組織に属する者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

報告及び協議（１） 令和７年度事業の報告について

１ 農業技術開発センター施設利用状況（両センター共通）

農畜産物の付加価値の向上や生産者の技術向上を目的とした研究・研修の場として、加工設備や研修室の貸出しを実施。

施設別利用実績数（回数）

利用区分		令和７年度	令和６年度	令和５年度
		44	49	66
南部センター	加工開発室	7	8	6
	研修室	1	1	－
	会議室	2	－	1
北部センター	加工開発室	20	22	37
	研修室	2	7	9
	小会議室	12	11	13

利用内訳と目的

利用区分		利用目的 ※（ ）内は延べ利用人数		
		R 7	R 6	R 5
南部	加工開発室	○筍加工グループ 1回 たけのこ加工（1） ○J A女性部 2回 味噌加工（16） ○食生活改善推進協議会 1回 味噌加工（12） ○行政区・婦人会等 2回 味噌加工（14） ○個人 1回 味噌加工（3）	○筍加工グループ 1回 たけのこ加工（2） ○J A女性部 1回 味噌加工（9） ○食生活改善推進協議会 1回 味噌加工（11） ○行政区・婦人会等 5回 味噌加工（33）	○J A女性部 1回 味噌加工（9） ○食生活改善推進協議会 1回 味噌加工（9） ○行政区・婦人会等 3回 味噌加工（18） ○個人 1回 味噌加工（3）
	研修室	○J A果樹部会 1回 果実品評会（10）	○J A果樹部会 1回 果実品評会（12）	なし
	会議室	○一関普及センター 2回 小菊生産者研修会（35）	なし	○J A女性部 1回 西洋野菜栽培研修（26）
北部	加工開発室	○加工グループ味来 11回 料理講習、味噌加工など（101） ○下曽慶地区ほ場整備推進委員会 1回 トマト加工（8） ○J Aりんご部会 3回 りんごジュース加工（12） ○味噌加工グループ滝沢 1回 味噌加工（2） ○味噌加工グループ後藤 2回	○加工グループ味来 11回 料理講習、味噌加工など（100） ○下曽慶地区ほ場整備推進委員会 1回 トマト加工（5） ○J Aりんご部会 5回 りんごジュース加工（20） ○大東町ふるさとの味研究会 1回 料理講習（7） ○味噌加工グループ滝沢 1回	○加工グループ味来 12回 料理講習、味噌加工など（80） ○下曽慶地区ほ場整備推進委員会 1回 トマト加工（8） ○J Aりんご部会 4回 りんごジュース加工（15） ○大東町ふるさとの味研究会 16回 漬物加工、料理講習など（53） ○味噌加工グループ滝沢 2回

		味噌加工 (8) ○味噌加工グループ曾慶 2回 味噌加工 (12)	味噌加工 (3) ○味噌加工グループ後藤 1回 味噌加工 (4) ○味噌加工グループ曾慶 2回 味噌加工 (10)	味噌加工 (4) ○味噌加工グループ後藤 1回 味噌加工 (4) ○味噌加工グループ曾慶 1回 味噌加工 (5)
	研修室	○J A和牛生産部会 1回 総会 (20) ○一関地方有機農業推進協議会 1回 検討会 (20)	○J A和牛生産部会 3回 総会等 (120) ○一関地方有機農業推進協議会 2回 総会、有機稲作講習会等 (60) ○大東町有機農産物等生産組合 1回 総会 (20) ○一関東部土地改良区 1回 総会及び役員会 (65)	○J A和牛生産部会 3回 総会等 (135) ○一関地方有機農業推進協議会 3回 総会、検討会 (30) ○大東町有機農産物等生産組合 1回 総会 (25) ○大東支所産業建設課 1回 研修会 (30) ○J Aいわて平泉トマト部会 1回 指導会 (20)
	小会議室	○大東地産地消の会 12回 学校給食納入会議 (120)	○大東地産地消の会 11回 学校給食納入会議 (110)	○大東地産地消の会 12回 学校給食納入会議 (120) ○大東支所産業建設課 1回 岩手県青年農業士選考に係る現 地調査対応 (10)

2 土壌分析診断事業（両センター共通）

作物が良質で、安定的に多収をあげるためには、生産母体である土壌が健全であることが重要であるという考えのもと、土壌の科学的な分析により、健全な土づくりと過不足ない適正な施肥をするため、土壌分析診断事業を実施。

土壌分析診断の流れ

①各部会 土壌搬入	→	②農業技術開発センター 測定	→	③普及センター 処方箋作成	→	④各部会 指導会開催
--------------	---	-------------------	---	------------------	---	---------------

基本土壌分析診断実績点数

		令和7年度	令和6年度	令和5年度
土壌分析点数		800	761	909
内 訳	南部センター	466	451	580
	北部センター	334	310	329

基本土壌分析診断の点数内訳

部会名	担当	R 7（実績）	R 6（実績）	R 5（実績）
野菜部会	北部	6	11	20
トマト部会	北部	171	179	163
ミニトマト部会	北部	29	22	33
果樹部会	南部	8	3	15
ピーマン部会	南部	274	274	301
花き部会	南部	9	－	42
きゅうり部会	北部	48	58	64
なす部会	南部	78	82	103
ねぎ部会	南部	15	16	30
いちご部会	南部	－	－	1
メロン部会	南部	8	9	9
酪農部会	北部	13	－	－
一関農林振興センター	北部	5	－	－
一般	両	136	107	128
合計		800	761	909

3 小菊の有望品種選抜試験(令和6年度～令和8年度)(担当:南部農業技術開発センター)

(1) 目的

- ① 夏場の猛暑により、主力品種の開花期が需要期からずれてきている。
- ② 未導入又は栽培例の少ない品種の中から、盆・彼岸に開花する有望品種を選抜し、地域に適した栽培方法を確立する。

(2) 連携機関・団体

- ① 一関農業改良普及センター産地育成課(栽培技術及び調査方法の指導、調査結果の分析)
- ② J Aいわて平泉園芸課(栽培品種の選定、苗及び資材の調達)

(3) 規模 5a (2,000 株)



(4) 栽培品種

- ① 8月咲き(10品種→8品種)※試験途中で2品種を除外
 - ア 黄色品種:「ふさえ」「寿光」「翁丸」
 - イ 赤品種:「まい」「あきえ」「※よしの」「※やよい」
 - ウ 白品種:「達雄」「水辺」「はじめ」
- ② 9月咲き(9品種)
 - ア 黄色品種:「田上黄」「千代黄金」「千寿」
 - イ 赤品種:「花君」「鶴姫」「絵日傘」
 - ウ 白品種:「歩」「わかさ」「松子」

(5) 栽植様式 株間 10 cm、1 条植え



(6) 現地指導の受入（実証圃を活用した生産者向けの見学会）

各品種の特性把握や導入促進、意見・要望収集などを実施した。

- ・ 7月 22 日 小菊初心者セミナー（参加者：栽培初心者等 13 名）
- ・ 8月 21 日 園芸産地改革ネットワーク花き部会（参加者：J A職員、県職員（20 名））

(7) 調査項目

① 品質特性の把握

各品種の採花盛期（採花率が 50%を超えた日）及び切花品質（切花の長さ、重さ、茎の太さ）の調査を実施した。

② ホルモン剤による開花調節技術の検証

ア エスレル 10（開花期分散）

品種ごとにエスレル 10 の無処理区、1 回処理区、2 回処理区を設置し、採花盛期及び切花品質の調査を実施した。

イ ジベレリン（開花促進）

各品種の破蕾（はつり）期にジベレリンを 1 回処理し、採花盛期及び切花品質の調査を実施した。

(8) 試験栽培結果

① 品質特性の把握

【8 月咲き】（別表 1）

ア 採花盛期

- ・「水辺」が 8 月 7 日に採花盛期となり、需要期（8/1～8/9）に採花盛期を迎えた。
- ・「あきえ」「はじめ」「寿光」「翁丸」は 8 月 10 日以降の採花盛期となり、需要期よりも遅かった。また、「ふさえ」「まい」「達雄」は、9 月上中旬に採花盛期を迎えた。
- ・「あきえ」「水辺」「はじめ」の採花盛期が、令和 6 年度と比べて大きく遅れた。要因として、令和 7 年度の平均気温は令和 6 年度高く推移しており、高温障害により蕾の生育が停滞したためと考えられる。特に、「あきえ」は年次差が 20 日以上も遅れており、高温障害の影響を大きく受ける品種であると想定される。
- ・「よしの」「やよい」は、定植後に大半の株で矮化症状が発生したため、正確な品種特性を評価するための個体数が確保できなかったため、本試験から除外することと

した。

イ 切花品質（長さ、重さ、太さ）

- ・切花長の平均は、いずれの品種も 70 cm 以上となった。
- ・切花重の平均は、60g 以上となり、秀規格における切花重条件（30 g 以上）を満たすものが大半であった。
- ・秀品率について、「あきえ」の秀 70 等級の割合が他品種と比べて低い。切花長が秀 70 規格となる 70 cm 以上に満たないためである。

【9月咲き】（別表 2）

ア 採花盛期

- ・令和 7 年度の採花盛期は、「絵日傘」「千代黄金」「花君」「千寿」は 9 月 15 日～19 日となり、需要期にあった採花盛期となった。
- ・「鶴姫」「松子」が需要期（9/20～9/26）よりやや早い時期となった。
- ・「歩」「わかさ」は 9 月 20 日付近の採花盛期となり、需要期より遅かった。
- ・「わかさ」の採花盛期が、令和 6 年度と比べて大きく遅れた。8 月咲きと同様に、平均気温が令和 6 年度と比べやや高く、高温障害により蕾の生育が停滞したためと考えられ、気温の影響を受けやすい品種である可能性が想定される。

イ 切花品質

- ・切花長の及び切花重はいずれの品種も平均以上となった。
- ・秀品率については、9 割以上が秀 70 の割合となった。

② ホルモン剤による開花調整技術の検証

ア エスレル 10（別表 3、別表 4）

- ・8 月咲き品種の「水辺」「はじめ」は、令和 6 年度の検証も踏まえ、エスレル処理による開花調整は安定的な効果があると考えられる。
- ・「あきえ」のエスレル処理に開花遅延効果は、環境条件によって変動する可能性がある。
- ・「ふさえ」「まい」「達雄」「寿光」「翁丸」は、エスレル処理による開花遅延効果は判然としなかった。
- ・9 月咲き品種において、エスレル処理による開花遅延効果が小さい、または開花遅延しない結果となっており、効果は判然としなかった。

イ ジベレリン処理（別表 5、別表 6）

- ・8 月咲き品種「まい」「達雄」はジベレリン処理により 1 日程度採花盛期が早まった。その他品種については、開花促進の効果が見られなかったことや R6 と比較し効果が判然としなかった。
- ・9 月咲き品種の「歩」「千代黄金」は、ジベレリン処理により 1 日程度採花時期が早まった。その他品種については、ジベレリン処理による開花促進の効果は見られなかった。

(8) 参考

作業日程

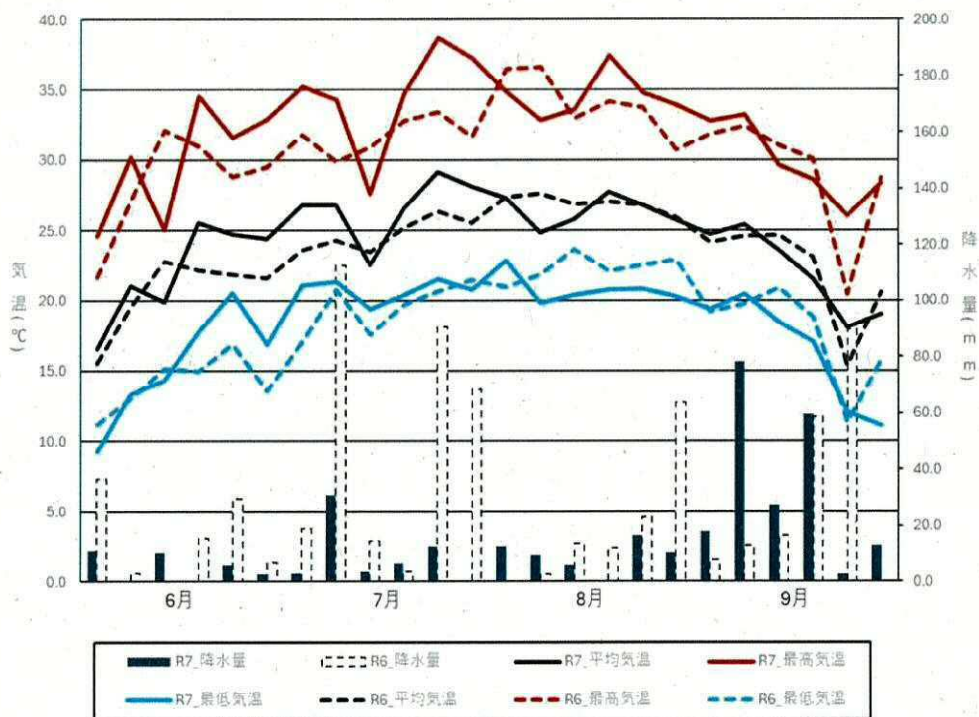
【8月咲き】

品種	ふさえ (黄)	まゐ (赤)	達雄 (白)	寿光 (黄)	ふしの (赤)	やよい (赤)	あきふ (赤)	水辺 (白)	はじめ (白)	翁丸 (黄)
苗入手先	みさき園芸(岐阜)			JAいわて平泉						
苗入荷日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日
定植日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日
灌水・液肥	5月9日	5月9日	5月9日	5月9日	5月9日	5月9日	5月9日	5月9日	5月9日	5月9日
芽欠き	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日	5月14日
エスレル①	5月15日	5月15日	5月15日	5月15日	5月15日	5月15日	5月15日	5月15日	5月15日	5月15日
エスレル②	5月27日	5月27日	5月27日	5月27日	5月27日	5月27日	5月27日	5月27日	5月27日	5月27日
整枝	6月4日	6月4日	6月4日	6月4日	6月4日	6月4日	6月5日	6月5日	6月5日	6月5日
ジベレリン	9月2日	9月2日	9月1日	8月14日	-	-	8月5日	8月5日	8月7日	8月14日
花蕾調査開始	7月22日	8月12日	7月24日	7月17日	-	-	7月17日	7月17日	7月17日	7月17日
採花調査開始	8月28日	9月10日	9月1日	8月6日	-	-	8月4日	8月4日	8月7日	8月14日

【9月咲き】

品種	田上黄 (黄)	花冠 (赤)	歩 (白)	ちよこがね (黄)	千寿 (黄)	鶴姫 (赤)	終日恋 (赤)	わかさ (白)	松子 (白)
苗入手先	みさき園芸(岐阜)			JAいわて平泉					
苗入荷日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日
定植日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日	6月2日
灌水・液肥	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日
芽欠き	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日
エスレル①	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日	6月10日
エスレル②	6月23日	6月23日	6月23日	6月23日	6月23日	6月23日	6月23日	6月23日	6月23日
整枝	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月26日	6月26日	6月26日	6月26日
ジベレリン	9月26日	9月18日	9月18日	9月11日	9月16日	-	9月11日	9月18日	9月11日
花蕾調査開始	8月28日	8月28日	8月28日	8月21日	8月25日	8月21日	8月21日	8月28日	8月21日
採花調査開始	9月29日	9月16日	9月18日	9月12日	9月16日	9月11日	9月10日	9月19日	9月10日

令和7年度の半旬別気象経過（一関市花泉町、6月～9月）



※気温は圃場に設置したおんどりデータ、それ以外は一関市アメダスデータ

4 有機農業の推進に係る取り組み (担当：北部農業技術開発センター)

(1) 検討会の開催

- ・ 7月10日 第1回検討会の開催 令和7年度取組み計画について
- ・ 12月8日 第2回検討会の開催 中間報告及び下期の取組について

(2) オーガニックフェスタ in いわて 2025@一関の開催

- ・ 目的 有機農業に対する市民の理解促進
- ・ 開催日 10月25日(土)、26日(日)
- ・ 場所 一関遊水地記念緑地公園
- ・ 来場者 25日：約15,000名、26日：約6,000名
- ・ 内容 ①県内外から約80者が有機農産物や、有機農産物を使った食品加工品の販売など
②元農林水産大臣山田正彦氏講演、若手有機農業者による対談



(3) 消費者向け有機農業勉強会の開催

- ・ 目的 消費者の有機農産物に対する理解促進
- ・ 開催日 11月8日(土)
- ・ 場所 (有)かさい農産 圃場
- ・ 参加人数 36名
- ・ 主催 有限会社かさい農産、株式会社若葉
- ・ 共催 一関市、一関地方有機農業推進協議会
- ・ 内容 にんじん、大根、ゴボウの収穫体験
昼食は、有機野菜を使った芋の子汁や有機米のおにぎりを試食
- ・ 参加者の感想 有機農業について特に知らなかったが、土づくりなどに手をかけていることがわかった。
にんじんなど野菜の香りと土の感触を実感できた。



(4) 学校給食への有機米提供

- 実施日及び提供量

11月17日(月) 707.5 kg

12月1日(月) 702.4 kg

12月15日(月) 705.2 kg

1月26日(月) 715.9 kg

計 2,831.0 kg



いちのせきしさん

一関市産

ゆうきまい

有機米

有機米は農薬・化学肥料を使わないで、
堆肥や米ヌカ、田んぼにいる生き物の力をかりて、
農家の皆さんが丹精込めて栽培しました。
味わって食べてください。




▲稲もみの温湯消毒

カビや細菌による病気の発生を
防ぐため、お湯につけて消毒

▲除草機

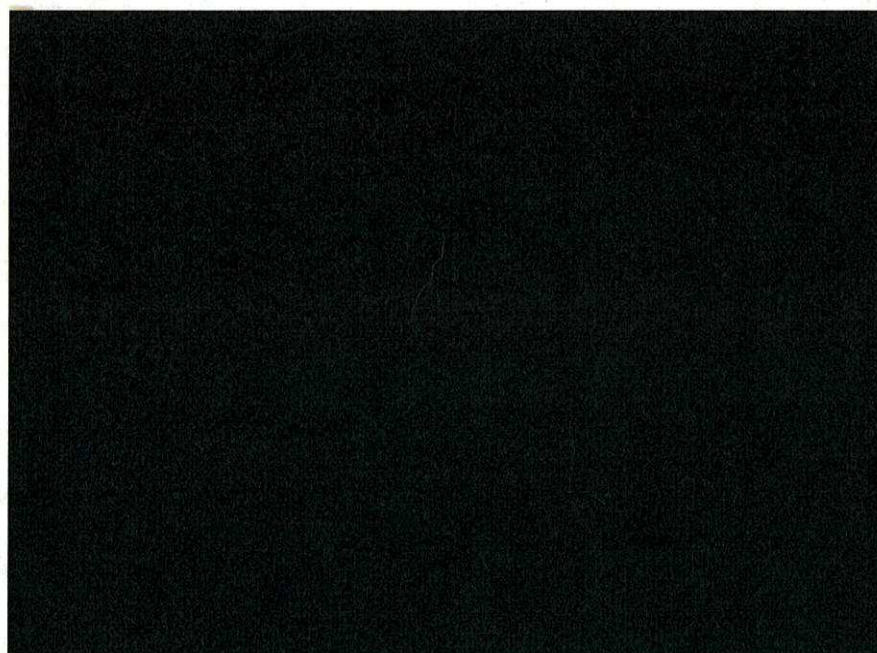
雑草を土の中に混ぜ込み、退治
する機械

一関地方有機農業推進協議会
一関市大鹿町霞沢字菅生 61-26
電話 75-2922

(5) 出前授業の開催

- ・ 目的 有機農産物が環境保全に貢献することを子供たちに伝える。
- ・ 内容 生産者等が市内の小学校4校に伺って説明をする。
- ・ 対応者 一関地方有機農業推進協議会構成員(生産者など)

開催日	開催校
11月17日(月)	花泉小3クラス、巖美小2クラス、大原小1クラス
12月1日(月)	興田小1クラス



(6) 先進地視察

- ・ 開催日 1月27日(火)
- ・ 研修先 宮城県大崎市
- ・ 参加人数 5名(生産者2名、生産流通課2名、北部農業技術C1名)
- ・ 研修内容 有機農業の推進体制・役割、交付金の活用事例他

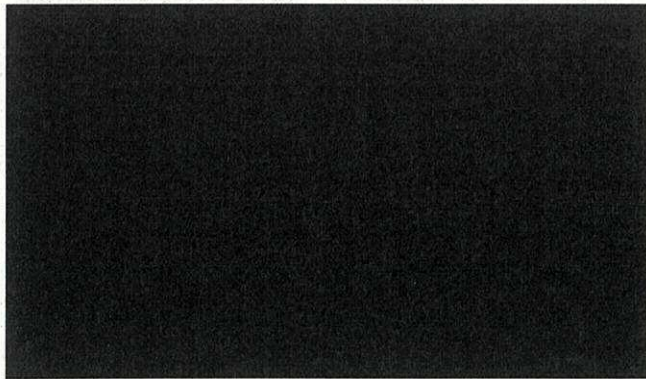
(7) 生産者向け有機農業勉強会

- ・ 開催日 2月21日(土)
- ・ 参加人数 95名
- ・ 場 所 川崎市民センター
- ・ 主 催 株式会社若葉
- ・ 共 催 一関市、一関地方有機農業推進協議会
- ・ 内 容 ①有機農産物を上手に作るための土づくり・栽培の秘訣
②有機肥料の使用方法和活用事例
③生産者による優良事例発表

(8) 田んぼの学校の開催

- ・ 目 的 有機水田での田植え体験などを通じた子供たちの食育
- ・ 開催場所 市立大原小裏の有機水田、大原市民センター

・ 田植え体験 6月1日(日)
児童・生徒 13人



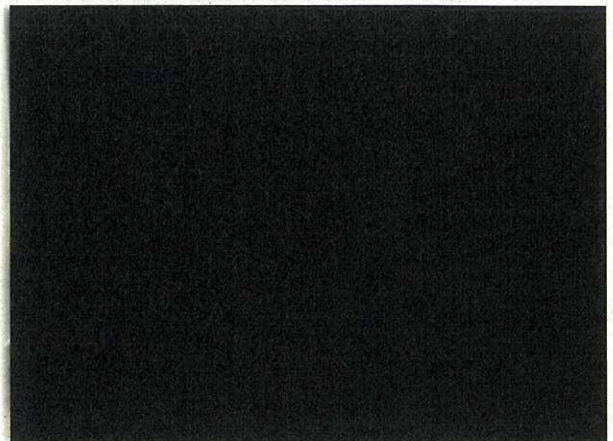
・ 生き物調査 7月12日(土)
児童・生徒 13人



・ 稲刈り体験 10月4日(土)
児童・生徒 13人



・ 収穫祭 12月6日(土)
児童・生徒 8人



(9) 各種参加行事

- ・ 2月14日(土)～15日(日) 民間稲作研究所公開シンポジウム(宇都宮)
3人参加

(10) 地域おこし協力隊の活動

- ・ 令和6年3月からオーガニックファーマーとして活動。
- ・ 有機農業の技術習得や、市内スーパーでのオーガニックマーケットの開催、有機農産物の普及拡大に取り組んだ。
- ・ 一身上の都合により、令和7年2月末日付で退任。

協議2) 令和8年度事業の計画について

1 小菊の有望品種選抜試験(令和6～8年度)(担当:南部農業技術開発センター)

令和7年度と同様に試験栽培及び調査を行い、品種の特性や需要期の開花状況を確認する。

(1) 目的

- ① 夏場の猛暑により、主力品種の開花期が需要期からずれてきている。
- ② 未導入又は栽培例の少ない品種の中から、盆・彼岸に開花する有望品種を選抜し、地域に適した栽培方法を確立する。

(2) 連携機関、団体

- ① 一関農業改良普及センター産地育成課(栽培技術及び調査方法の指導、調査結果の分析)
- ② J Aいわて平泉園芸課(栽培品種の選定、苗及び資材の調達)

(3) 栽培品種

- ① 8月咲き(10品種)
 - ア 黄色品種:「精なつか」「小笛」
 - イ 赤品種:「精こうめ」「精はなこ」「盆踊り」「あきえ」
 - ウ 白品種:「精しはく」「精そよかぜ」「精かりやす」「はじめ」
苗入荷 3月31日(広島県)、4月20日(従来品)
定植 4月27日(広島県)、4月28日(従来品)
- ② 9月咲き(9品種)
 - ア 黄色品種:「黄精はちす」「千寿」
 - イ 赤品種:「精友わらい」「絵日傘」「かなえ」
 - ウ 白品種:「精あきさめ」「精なりまさ」「松子」
 - エ 桃品種:「精はちす」
苗入荷 4月28日(広島県)、5月13日(従来品)
定植 5月19日(広島県)、5月27日(従来品)

(4) 規模

5a(2,250株)

(5) 調査項目

- ① 品質特性の把握
- ② ホルモン剤による開花調節技術の検証
 - ・ エスレル10(開花抑制)
 - ・ ジベレリン(開花促進)

(6) 現地指導

生育ステージに合わせて、花き部会生産者、一関農業改良普及センター、J Aいわて平泉園芸課職員による定期的な生育、開花状況の確認

2 有機農業の推進に係る取り組み（担当：北部農業技術開発センター）

（１） 目的

環境と調和しつつ、安全・安心を求める消費者ニーズに応える農産物の生産を行い、自然が本来持つ循環機能の増進と生き物の力を最大限生かして、作る人、食べる人、そして地球のすべての健康を可能にする農業を目指す。

（２） 連携機関、団体

一関地方有機農業推進協議会

（３） 検討会の開催

6月（令和8年度取組計画について）

1月（中間報告及び下期の取組について）

（４） 有機農業の生産拡大に向けた取り組み

① 生産者向け講習会（2月）

- ・目的 有機農業者の確保、有機農業への移行促進
- ・内容 有機農業に興味のある慣行農業者向けに、栽培技術や有機JAS認証に関する情報提供を行う

② 有機農業産地づくり推進支援事業（一関市単独事業）

- ・目的 一関地方有機農業実施計画で定めた目標の達成に向けた支援
- ・内容 有機JAS認証を取得・継続する農業者に対し、認証取得に係る費用の一部を支援する。

一関地方有機農業実施計画「5年後の令和10年度に目指す目標」

- ① 有機農業取組面積の拡大 12.42ha → 17ha
- ② 有機農産物等の販売数量の拡大 26.7t → 37t
- ③ 学校給食への有機農産物活用回数の増加年2回 → 年5回

（５） 有機農産物の販売促進、消費拡大に向けた取り組み

① 消費者向け講習会（10月～11月）

- ・目的 消費者への有機農産物の認知向上
- ・内容 有機農産物研修会や収穫体験会等を開催する。

② 田んぼの学校の開催（年4回）

- ・目的 小学生および保護者に有機農産物への理解を深めてもらう
- ・内容 田植え、草刈・生き物調査、稲刈り、収穫祭を実施し、有機農業を体験する場を提供する。

③ 学校給食への有機米提供 5回（11月～1月頃）

- ・目的 有機農産物の普及及び消費拡大を行う。

④ 市内小学校での出前授業の開催（11月～1月頃）

- ・目的 有機農産物への理解促進を図る。
- ・内容 学校給食への有機農産物の提供に合わせ、生産者が学校訪問し、出前授業を行う。

⑤ 地域おこし協力隊の募集

有機農業の後継者として、農業に取り組む地域おこし協力隊を募集する。

隊員の活動内容

- ア 有機農業希望者の掘起しや有機農産物PRの実施。
イベント（首都圏での就農フェア等）やSNS等を活用したPRを行う。
- イ 有機農業の研修
有機農業の技術習得や経営ノウハウを習得する。
- ウ 有機ほ場における実習
有機ほ場を活用した、有機農業の実習を行う。
- エ 有機JAS認証取得のための支援
- オ 一関地方有機農業推進協議会との連携

○一関市農業技術開発センター条例

平成23年 3 月 23 日

条例第10号

(設置)

第1条 農業技術の情報提供並びに研修及び研究を通じ、農業振興を図るため、その拠点施設として、農業技術開発センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南部農業技術開発センター	一関市花泉町金沢字有壁沢19番地 4
北部農業技術開発センター	一関市大東町摺沢字菅生前61番地26

(運営委員会)

第3条 センターの運営に関する基本的な事項を協議するため、一関市農業技術開発センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業関係機関及び団体の職員
- (2) 農業生産及び生活研究組織に属する者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないと認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反し、又は利用許可を得ないで利用目的を変更したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) センターの管理上必要があると認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 前条第4号又は第5号の規定に基づき市長が利用許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(手数料)

第8条 土壌等の分析を依頼する者は、別表第2に定める手数料を当該依頼に係る分析結果の書類の交付の際に納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料及び手数料の減免)

第9条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第10条 自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡

失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、一関市農業技術開発センター条例（平成23年一関市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 一関市農業技術開発センター（以下「センター」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業技術の情報提供に関すること。
- (2) 農業技術の研修及び研究に関すること。
- (3) 農畜林産物を活用した地域特産品等の研究開発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農業振興に必要な事務に関すること。

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(一関市農業技術開発センター運営委員会)

第4条 条例第3条に規定する一関市農業技術開発センター運営委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、必要に応じて市長が招集する。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認め

るときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（利用許可申請）

第7条 条例第4条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、農業技術開発センター利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用許可）

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請を適当と認めたときは、農業技術開発センター利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により許可するものとする。

（利用の変更及び取消し）

第9条 前条の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用内容の変更又は取消しをしようとするときは、市長にその旨を申し出て、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申し出を受け、これを適当と認めたときは、承認するとともに、既納の使用料に不足を生じたときは、不足額を納付させなければならない。

（利用許可の条件）

第10条 センターの利用許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利用許可を受けた以外の施設、設備等を利用しないこと。
- (2) 施設内の火気取締り及び施設設備の保安管理に留意すること。
- (3) 許可を受けないで寄附金の募集、物品の販売及び陳列を行わないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の指示する事項を遵守すること。

（土壌等の分析依頼）

第11条 土壌等の分析を依頼する者は、農業技術開発センター土壌等分析依頼書（様式第3号。以下「依頼書」という。）を市長に提出しなければならない。

（附属設備等の使用料）

第12条 条例別表第1備考3に規定する附属設備及び備品等の使用料は、別表のと

おりとする。

(使用料の減免)

第13条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、一関市公の施設の使用料の減免に関する規則（平成21年一関市規則第2号）によるものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書に農業技術開発センター使用料減免申請書（様式第4号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書をこれに代えることができる。

- (1) 市が主催し、又は共催して利用する場合
- (2) 市が後援して利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特別な事由があると認める場合
(手数料の減免)

第14条 条例第9条の規定により手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市において事務執行上必要と認める場合
- (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員から請求があり、市長が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特別な事由があると認める場合

2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、依頼書に農業技術開発センター土壌等分析手数料減免申請書（様式第5号）を添えて市長に提出しなければならない。

(損害等の届出)

第15条 故意又は過失により施設又は設備を汚損し、損傷し又は亡失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

